

土木施設除草業務について

土木施設除草業務とは、平成24年度から新たに設けた資格です。
~~有資格者は、平成24・25年度については土木一式工事のD及びE等級に登録のある者としてします。~~

有資格者は、平成24年10月1日から平成25年9月30日までの間において土木一式の経営事項審査を受審している者（県内に本店を有する者に限る。）としてします。

その他については、下記のとおりとします。

記

1 対象工事

- ◇ 奈良県が発注する道路工事及び河川工事における除草工（緊急維持業務は対象外）で、設計金額が5百万円未満のもの。

2 入札・契約手続き等

- ◇ 発注区分は次のとおりとする。

250万円以上～500万円未満	土木一式D等級（管内15者以上による指名競争入札）
250万円未満	土木一式E等級（管内10者以上による指名競争入札）

設計金額500万円未満（管内15者以上による指名競争入札）

- ◇ 最低制限価格制度を適用する。
- ◇ 予定価格及び最低制限価格は事前公表とする。
- ◇ その他入札契約等に関する手続きなどは、現行の土木一式工事と同様とする。

3 適用日

- ◇ 平成24年6月1日~~平成25年6月1日~~**平成26年6月1日**以降に指名通知を行うものから適用。

4 その他

- ◇ 土木一式E等級は、平成26年度に廃止。
- ◇ 平成26年度からは、土木施設除草業務と土木一式の各等級との重複登録は不可。